

## 第50回全国高等学校総合文化祭展示3部門作品の保管、輸送及び展示等業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する第50回全国高等学校総合文化祭展示3部門作品の保管、輸送及び展示等業務委託（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務名等

- (1) 第50回全国高等学校総合文化祭展示3部門作品の保管、輸送及び展示等業務委託
- (2) 本業務の仕様  
別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
令和8年4月1日から令和8年8月31日まで
- (4) 契約上限額  
28,990,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 事務局

秋田県教育庁高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室 調整・企画チーム  
住 所：〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号  
電 話：018-860-1434  
E-mail：kousoubun2026@pref.akita.lg.jp

### 3 実施日程

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開）    | 令和8年2月6日（金）    |
| (2) 実施要領等に関する質問票の提出期限 | 令和8年2月12日（木）正午 |
| (3) 上記質問に対する回答        | 令和8年2月17日（火）   |
| (4) 参加資格確認申請書類の提出期限   | 令和8年2月20日（金）正午 |
| (5) 参加資格の確認結果の通知      | 令和8年2月25日（水）   |
| (6) 企画提案書等の提出期限       | 令和8年3月4日（水）正午  |
| (7) 企画提案競技審査委員会の実施    | 令和8年3月中旬       |
| (8) 審査結果の通知           | 令和8年3月中旬       |
| (9) 契約締結              | 令和8年3月下旬       |

## 4 参加者の資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）を全て満たす者で、秋田県知事から参加資格の確認を受けたものとする。

### （1）単独企業による参加

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- カ 秋田県内に本社、支社又は営業所を有していること。
- キ 過去5年間において、国、地方公共団体又は美術館や博物館と、美術品の輸送・展示に関する契約実績を有していること。

### （2）共同企業体による参加

- ア 共同企業体を構成する全ての構成員が（1）ア～オの要件を満たしていること。
  - イ 共同企業体を構成する者のうちいずれかが（1）カ～キの要件を満たしていること。
- ※共同企業体の構成員である者は、単独又は他の共同企業体の構成員としての企画提案協議への参加を不可とする。

## 5 参加資格の確認

参加者は次の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けるものとする。

### （1）提出書類

- ・（様式第1号）企画提案競技参加資格確認申請書
- ・（様式第2号）会社概要整理票

- ・(様式第3号) 共同企業体結成届(共同企業体による申請の場合のみ提出)
- ・(様式第4号) 共同企業体協定書(共同企業体による申請の場合のみ提出)
- ・(様式第5号) 受注実績整理表

※国、地方公共団体又は美術館や博物館との契約実績を記載すること。なお、確認のための契約書の写し及び履行確認が可能な書類(契約金の受領が確認可能な通帳の写し等)を添付すること。

#### (2) 提出期限

令和8年2月20日(金)正午

- ・持参の場合は、平日午前9時から午後5時(20日の場合は正午)までに事務局へ提出すること。
- ・郵送の場合は、書留にて提出期限までに事務局へ必着のこと。

#### (3) 確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和8年2月25日(水)までに電子メールで通知するほか、別途書面により通知する。

#### (4) 留意事項

- ・提出後の訂正及び変更は認めない。
- ・提出期限までに申請書類を提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加できない。
- ・参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消す。

### 6 参加資格の喪失

- (1) 参加者は、参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。
- (2) 都合により辞退する場合は、企画提案競技参加辞退届(任意様式)を提出すること。

### 7 参加資格が認められなかった者に対する説明

- (1) 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、秋田県知事に対し、書面(任意様式)により、その理由の説明を求めることができる。
  - ・提出期限  
令和8年2月27日(金)午後5時
  - ・提出場所  
2の事務局
  - ・提出方法  
電子メールに限る。
- (2) 秋田県知事は、書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対し、電

子メールにより書面でその理由を説明する。

## 8 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、(様式第6号)「企画提案競技実施要領等に関する質問票」により、受け付ける。

(1) 受付期限

令和8年2月12日(木)正午

(2) 受付場所

2の事務局

(3) 提出方法

電子メールに限る。

(4) 回答方法

質問及び回答事項を取りまとめのうえ、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(5) 回答期日

令和8年2月17日(火)

## 9 企画提案書等の提出

書類を持参又は郵送により事務局へ提出すること。

(1) 提出書類及び部数

① 企画提案書7部(正本1部、副本6部)

仕様書及び関係資料を確認のうえ、別添「企画提案書等作成要領」により作成すること。

② 見積書7部(正本1部、副本6部)

仕様書及び関係資料を確認のうえ、別添「企画提案書等作成要領」により作成すること。

③ (様式第7号)「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る加点措置評価資料提出票 ※加点措置を希望する場合のみ

ア 賃金水準の向上

賃金水準の向上に関する取組を評価する次の資料を添えて提出すること。なお、加点措置の詳細については別紙「企画提案競技審査要領」により確認すること。

i 令和7年及び令和6年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」及び事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料(任意様式)

ii 税理士や公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類(任意

様式又は参考様式)」

iii 内閣府及び中小企業庁等が管理する「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リストに掲載している各企業の「パートナーシップ構築宣言」の写し

イ 女性の活躍推進

女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料を添えて提出すること。なお、加点措置の詳細については別紙「企画提案競技審査要領」により確認すること。

- i (従業員数100人以下の企業に限る) 労働局の受付印が押印された女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し
- ii 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
- iii 法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)に関する認定通知書の写し
- iv 秋田県知事表彰(女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰)の受賞に関する表彰状の写し

(2) 提出期限

令和8年3月4日(水)正午

- ・持参の場合は、平日午前9時から午後5時(2日の場合は正午)までに事務局へ提出すること。
- ・郵送の場合は、書留にて提出期限までに事務局へ必着のこと。

## 10 企画提案審査

(1) 審査方法

企画提案の審査は企画提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた企画を提案した者を受託候補者として選定する。

なお、プレゼンテーションにおいて、パソコン等機器を使用する場合は参加者各自で用意すること。

(2) 審査委員会

令和8年3月中旬を予定しているが、詳しい日程や会場等は、参加資格が認められた参加者へ電子メール及び書面にて通知する。

(3) 結果の通知

審査の結果は参加者に電子メール及び書面にて通知する。

(4) 苦情申し立て

選定の結果に関して不服がある場合は、上記通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面（任意様式）により申し立てをすることができる。

## 11 契約に関する事項

### （1）契約の相手方

上記10により選定された受託候補者と随意契約を締結する。

### （2）企画提案内容と業務

企画提案書等に記載された事項は、本業務契約時の仕様書の一部として取り扱う。

契約の締結に当たっては、審査委員会における意見を踏まえ、受託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行い、企画提案内容の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合がある。その場合は、1（4）契約上限額の以内で契約額を協議により別途決定する。

### （3）契約の不成立等

上記10により選定された受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときはその選定を取り消し、次に優れた企画を提案した者を受託候補者として選定する。

### （4）契約保証金

① 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号、以下「規則」という。）第177条第1項に規定により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として納付する必要がある。ただし、規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

② 受託者が納付した契約保証金は、規則第179条の規定により還付する。

## 12 公正な企画提案競技の確保

（1）参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意志及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

（3）参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

（4）参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加さ

せず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

### 13 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の取扱い
  - ① 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
  - ② 提出書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 本件の企画提案に要した費用（プレゼンテーションへの対応を含む）は、参加者の負担とする。